

待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書

政府は、待機児童解消加速化プランに基づき、保育所等の受け入れ児童数の拡大や保育士の処遇改善などに取り組んできたところだが、依然として2万人を超える待機児童が存在する。

また、待機児童は主に大都市を有する都道府県に多く存在することから、問題解決のためには、地域の実情や利用者の視点に立ったきめ細かな支援策が重要である。

こうした観点から、保育人材を確保するための処遇改善など総合的な取り組みを推進するとともに、待機児童の多い地域においては、即効性ある受け皿の整備を、保育の質を確保しつつ集中的に講ずることも必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、必要な予算の確保も含め、早急に待機児童の解消を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 認可保育園等の整備、保育士の処遇改善などを進めるために必要な財源を確保すること。
2. 子ども・子育て支援新制度を利用者目線で総点検し、実態に応じた公定価格の実現を図ること。
3. 多様な保育ニーズと保育サービスとのマッチングを行う保育コンシェルジュについて、利用者の視点に立った機能強化を推進すること。
4. 都市部における保育園等の整備促進を図るため、定期借地制度の普及や、学校、公有地などの空きスペースの活用を図ること。
5. 保育士の賃金引き上げやキャリアアップ支援など、保育士のさらなる処遇改善を検討するとともに、育児休業取得の推進など、保育士が働きやすい環境整備にも取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年6月30日

大 阪 府 茨 木 市 議 会